

## 玉名市運賃協議分科会規約

### (設置)

第1条 乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するため、玉名市地域公共交通会議の組織及び運営に関する規則（平成27年規則第10号）第7条第1項の規定に基づき、玉名市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、乗合旅客運送の運賃又は料金に関し必要な事項について審議し、玉名市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に報告するものとする。

### (組織)

第3条 分科会は、交通会議の委員のうち次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 交通会議の会長（以下、「会長」という。）が住民の意見を代表する者として指名する者
- (2) 運賃又は料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (4) 会長が指名する市職員

### (分科会長)

第4条 分科会に、分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会の委員のうちから互選する。
- 3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

### (会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

- 2 分科会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 分科会の庶務は、企画経営部地域振興課において処理する。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が分科会

に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年9月5日から施行する。

別 紙

第3条運賃協議分科会の委員数及び任期は下記のとおり

運賃協議分科会の委員	委員数	任期
交通会議の会長が住民の意見を代表する者として指名する者	2名以内	交通会議と同じ
運賃又は料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	1名	交通会議と同じ
国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者	1名	交通会議と同じ
会長が指名する市職員	1名	交通会議と同じ

※交通会議の会長が住民の意見を代表する者として指名する者については、協議する路線が存在する地区の代表者とする